

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 669

平成24年 6月18日 (月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

## コンプラ違反倒産159件、4割急増 11年度は「粉飾」が6年連続でトップ

ここ2~3年、コンプライアンス(法令順守)違反で倒産する企業が相次いでいる。「コンプラ違反」は、不可避な天災などでなく、悪知恵を長期間、醸成させた確信犯で悪質とされる。

帝国データバンク第8回調査では、2011年度の1年間に、倒産理由にコンプライアンス違反を確認できた企業(負債額1億円以上の法的整理)は159件(前年度比38.3%増)にもものぼる。これは調査を開始した2005年度以降、最多記録という。違反類型別では「粉飾」(59件、同37.1%)が6年連続でトップとなった。11年度コンプライアンス違反を糾弾された大手企業といえば大王製紙とオリンパス。この2社は旧態依然の経営体質を引きずり、特にオリンパスは国際標準を甘く見た。粉飾決算や循環取引などで倒産した中堅企業は安愚楽牧場、丸大証券、水谷建設など10社近くにのぼる。安愚楽牧場は過剰営業を指摘されたが、顧客の預かり資産運営というビジネスモデルは破綻した。丸大証券も預かり資産を不正流用した。暴力団排除条例が施行され、暴力団へ利益供与が疑われる企業名公表や行政処分が全国で相次ぎ、経営破綻も出た。

中小企業の違反の多くは粉飾だが、新規借り入れが困難となった背景を無視できない。現行の会社法では不祥事防止に内部統制システムの構築を義務づけている。中小会社はその対象外とはいえ、企業活動が経済、社会、環境におよぼす影響は計り知れない。コンプライアンスの徹底は企業の社会的責任である。

税務会計

## 申告所得税納税額が4年ぶり増加 還付申告は59%を占める1,279万人

国税庁がこのほど発表した2011年分所得税等の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した人は、前年を5.6%下回る2,185万3千人となり、3年連続の減少となった。これは、景気の低迷により申告納税額がある人(納税人員)が同13.5%減の607万1千人と6年連続で減少したことなどが要因とみられている。

納税人員の減少に伴い、その所得金額は同2.9%下回る33兆6,790億円と、5年連続で減少した。

しかし申告納税額は、前年を2.9%上回る2兆3,093億円となり、4年ぶりの増加となった。これは、2010年度税制改正で、15歳以下の親族を扶養する納税者を対象とした年少扶養控除の廃止などの影響とみられている。

申告納税額は、ピークの1990年分(6兆6,023億円)の約3分の1に当たる。なお、還付申告者数は、6年ぶりに減少した前年から0.9%と微増の1,279万2千人となったが、申告者全体の約59%を占めている。

一方、贈与税の申告状況をみると、暦年課税を適用した申告者は前年に比べ9.7%増の37万9千人、うち納税額がある人は同12.9%増の27万1千人、その納税額は同10.8%増の1,228億円と伸びた。1人当たりの納税額は同1.9%減の45万円。相続時精算課税制度に係る申告者は同1.9%減の4万9千人、うち納税額があった人は同4.0%減の3千人、申告納税額は同3.1%減の191億円。1人当たりの納税額は同1.0%増の600万円だった。

今週のキーワード

内部統制システム

企業内の不正やルール違反を防ぐため管理・点検体制を整備すること。会社法では取締役会に内部統制システムの構築を義務づけているが、その具体的なプロセスを定めているのが金融商品取引法。アメリカの企業改革法(SOX法)がモデル。同法は上場企業(約3,800社)に義務づけ、08年度からその内容を決算とともに監査法人の監査を受け公表している。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。